

聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

聖籠町教育委員会 教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第2号

聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例施行規則(平成18年聖籠町教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

付記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

付記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。